| 再質問の方式 |
| --- |
| 1　一括質問一括答弁方式 |
| ②一問一答方式 |

# 小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名　小平駅北口のまちづくりに向けての市の姿勢を問う

質問要旨　平成27(2015)年9月の再開発準備組合設立から本格的に始まった小平駅北口の再開発に向けた動きに対して、地権者のなかには、高層マンションに住むよりも今の生活を続けたいと願い、反対している方々がいらっしゃいます。再開発に向けての地域住民の合意が十分に得られているとは言えない状況で、再開発ありきで押し通すのではなく、市と住民間で十分な議論を重ねて合意を探るようなことはできないのか、市の見解を伺います。

1.　市は来年度に再開発に向けた都市計画決定を予定していますが、再開発組合設立に必要な権利者の2/3以上の同意が得られていない状況での都市計画決定は拙速ではないでしょうか。見解を伺います。

2.　都市計画決定にあたっては、権利者や市民の意見はどのように聴取しますか。

3.　昨年12月、東京都は「小平都市計画　住宅市街地の開発整備の方針(原案)」について、縦覧と公述の申込を受け付けました。この「小平都市計画住宅市街地の開発整備の方針(原案)」では、小平駅北口地区が、「駅前の高度利用により、都市機能の充実を図りつつ、オープンスペースを創出し、土地の有効利用を進める」地区として、概要の記載内容が変更されました。この変更の経緯と理由をお教えください。

4.　地域整備支援課で、縦覧する際、縦覧図書のコピーも写真撮影も禁じられ、十分な検討が困難な状況を改善できないでしょうか。

5.「小平都市計画　住宅市街地の開発整備の方針(原案)」に対して、東京都は「対象区域内の住民及び利害関係のある方の意見を反映させるため」、今年1月に公聴会を行い、地権者3名が公述しました。この公聴会には、小平市も参加しましたか。また、この公聴会での地権者3名の公述内容を把握されていれば、それに対する市の見解をお聞かせください。

6.　小平駅北口は、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき「再開発促進地区」と記されています。小平駅北口が、再開発促進地区に指定された経緯をお教えください。

7.　小平市自治基本条例第10条では、市民生活に重大な影響を及ぼす施策又は制度の導入又は改廃を行う場合は、市民が参加をする機会を保障する、としています。小平駅北口再開発に関して、この条文はどのように活かされていますか。

8.　市長の87の政策で、小平駅などの整備や再開発は、地権者や地域住民、市民の意見を聴取し、決定のプロセスをわかりやすく情報公開する、としています。小平駅北口の再開発について、これまでどのような形で地権者や地域住民、市民の意見を聴取し、どのような意見が寄せられたでしょうか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和　4年　2月17日　小平市議会議長　殿　　　小平市議会議員　氏名　水口　かずえ　　　受付番号【　】

| 27 | 26 | 25 | 24 |
| --- | --- | --- | --- |
| | | | |